（タイトルの作成）

著作物の正しい利用方法

学籍番号：

氏名：

著作物を利用する場合の手順（見出し1）

著作権に様々な種類があることについては、既に説明しましたが、著作物を利用する場合は、著作権者の許諾等が必要です。許諾等が必要かどうかについては、次の手順にしたがって調べてください。

前述の手順においても見てきたように、他人の著作物は、著作権が制限を受けている場合のほか、原則として、著作権者に無断で利用することはできません。何らかの形で、法的に利用の権限を取得することが必要です。他人の著作物を利用する方法としては、次の四つの方法があります。

（段落番号の設定）

著作権者から著作物の利用について許諾を受ける。

出版権の設定を受ける。

著作権の譲渡を受ける。

文化庁長官の裁定を受ける。

利用の許諾(第63条)（見出し２）

著作物の許諾を得る場合、口頭であっても差し支えありません。しかし、後から問題が生じないように、できるだけ利用の態様を詳しく説明したうえ、文書で、その利用の仕方、許諾の範囲、使用料の額と支払い方法などを確認しておくのが望ましいと考えられます。

出版権の設定(第79条～第88条)

著作物を出版するにあたり、他の出版者から別途出版されては困るという事情がある場合、著作権者から独占的な出版の許諾を得ることが必要です。ですが、このような許諾を得たとしても、通常、著作権者が約束に違反して他の出版者に別途出版の許諾を与えてしまった場合には、その別途出版の許諾を得た出版者に対してはストップをかけたり、損害賠償を求めたりすることはできません。最初に独占的な出版の許諾を得た者は、著作権者に契約違反の責任を主張できるだけです。

このような事態を防止する方法として、出版権の設定の制度.が著作権法上定められています。著作権者から出版権の設定を受けた者は、著作権者から別途出版の許諾を得て出版する者に対し、自らの出版権を侵害するものであるとしてその出版をやめさせることができます。出版権を設定されることによって、著作権者が二重に出版の許諾を与えるのを防止することができ、出版の許諾を得たにすぎない者より、安定した地位に立つことができると考えられます。ただし、文化庁に出版権の設定の登録を行わなければ、第三者に対抗することができないこととなっています。

なお、出版権の設定を受けた場合は、出版者も、著作物を継続的に発行する義務など一定の義務を課されることになります。

著作権の譲渡(第61条)

単なる利用の許諾と異なり、著作権を譲り受け自らが著作権者となりますから、譲り受けた権利の範囲内で自由に著作物を利用することはもちろん、他人に著作物を利用させることもできます。

なお、著作権の全ての譲渡のほか、支分権ごとの譲渡(例えば、複製権のみの譲渡)や期間、地域を限定した譲渡などの方法も考えられます。

文化庁長官の裁定(第67条～第69条)

著作権者不明等の場合(第67条)（見出し３）

他人の著作物を利用する場合、相当な努力を払っても著作権者がわからない場合や、著作権者はわかるがその居所が不明で交渉ができない場合、文化庁長官の裁定を受け、所定の補償金を供託して著作物を利用することができます。

放送及び商業用レコード製作の場合(第68条、第69条)

著作物の放送について著作権者と協議が整わない場合や、発売の日から3年を経過した商業用レコードを他の商業用レコードに収録しようとし、協議をしたが協議が成立しない場合等、法律が認める場合に、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料に相当する額を著作権者に支払うことによって、他人の著作物を利用することができます。

（ページ区切り挿入）

著作権関係団体について

著作物を利用するたびに著作権者を捜し出し許諾を得ることは相当の労力を必要としますが、利用しようとする著作物の分野等によっては、著作物の利用に関する相談や利用許諾が得られる窓口を設けている場合があります。

このような窓口としては、以下のものがあります。

団体名

問い合わせることができる事項

一般社団法人日本音楽著作権協会

(略称:JASRAC)

音楽の利用許諾に関する事項

(社)日本文芸家協会

小説などの利用許諾に関する事項

(協)日本脚本家連盟(略称:日脚連)

脚本の利用許諾に関する事項

(テレビ番組が中心)

(協)日本シナリオ作家協会

脚本の利用許諾に関する事項(映画が中心)

(社)著作権情報センター(略称:CRIC)

著作権に関する事項全般

【参考】音楽著作権の分配

（ページ区切り挿入）

著作物が自由に使える場合

著作権法では、一定の｢例外的｣な場合に著作権等を制限して、著作権者等に許諾を得ることなく利用できることを定めています(第30条～第47条の8)。

これは、著作物等を利用するときは、いかなる場合であっても、著作物等を利用しようとするたびごとに、著作権者等の許諾を受け、必要であれば使用料を支払わなければならないとすると、文化的所産である著作物等の公正で円滑な利用が妨げられ、かえって文化の発展に寄与することを目的とする著作権制度の趣旨に反することにもなりかねないためです。

著作権の制限（一部）

私的使用のための複製(第30条)

家庭内で仕事以外の目的のために使用するために、著作物を複製することができる。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。

なお、デジタル方式の録音録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者等に対し補償金の支払いが必要となる。

しかし、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製するときや、技術的保護手段の回避により可能となった(又は、その結果に障害が生じないようになった)複製を、その事実を知りながら行うとき、著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実(=著作権等を侵害する自動公衆送信であること)を知りながら行うときは、この例外規定は適用されない。

また、映画の盗撮の防止に関する法律により、映画館等で有料上映中の映画や無料試写会で上映中の映画の影像・音声を録画・録音することは、私的使用目的であっても、この例外規定は適用されない。

引用(第32条)

公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。国等が行政のPRのために発行した資料等は、説明の材料として新聞、雑誌等に転載することができる。ただし、転載を禁ずる旨の表示がされている場合はこの例外規定は適用されない。

情報解析のための複製等(第47条の7)

コンピュータ等を用いて情報解析を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において記録媒体に著作物を複製・翻案することができる。

ただし、情報解析用に広く提供されているデータベースの著作物については、この制限規定は適用されない。

（自動複製機器の脚注文）

ビデオデッキ等、複製の機能を有し、その機能に関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器を指しますが、当分の間、文献複写機等、もっぱら文書又は図画の複製のための機器を除くこととなっています。

（技術的保護手段の脚注文）

電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により、著作権等を侵害する行為の防止又は抑止をする手段のことで、現在広く用いられている技術的保護手段としては、音楽CDなどに用いられているSCMS、映画のDVDなどに用いられるCGMSなどがあります。

（情報解析の脚注文）

情報解析とは、大量の情報から言語、音、映像等を抽出し、比較、分類等の統計的な解析を行うことをいう。